

令和8年度 狂犬病予防集合注射日程のご案内

月 日	午 前		午 後	
	接種会場	時間	接種会場	時間
4月10日(金)	下境4区公民館	9:30~9:45	永満寺公民館	1:10~1:20
	中泉2区公民館	9:55~10:05	頓野会下公民館	1:30~1:40
	上境公民館	10:15~10:30	上頓野子ども広場 (上頓野校区公民館前)	1:50~2:10
	宮浦子ども広場 (宮浦公民館前)	10:40~10:50		
	下境1区公民館	11:00~11:10	頓野公民館	2:35~2:55
	溝堀第1公民館	11:20~11:30	西尾児童公園 (西尾公民館前)	3:00~3:10
	新町第4公民館	11:40~11:50		
4月16日(木)	市民体育センター(山部)	9:30~9:40	直日神社(日吉町)	1:15~1:25
	ユメニティのおがた前広場	9:45~10:00	知古児童公園	1:35~1:45
	西部運動公園正面駐車場	10:10~10:25	植木緑ヶ丘公民館	2:00~2:15
	鴨生田団地公民館	10:35~10:50	植木下町公民館	2:25~2:40
	行定児童遊園 (下新入教育集会所横)	11:00~11:10	植木中ノ江公民館	2:50~3:00
	新入天神団地公民館	11:20~11:30	植木光田公民館	3:10~3:20
4月24日(金)	感田児童公園	9:15~9:30	新規登録 6,150円	
	東和苑公民館	9:40~9:55	(登録 3,000円 + 注射3,150円)	
	感田4区公民館	10:00~10:15	注射 3,150円	
	王子団地公民館	10:25~10:40	(登録済みの犬)	
	感田1区公民館	10:50~11:00		
	行常集会所	11:05~11:15		



※犬が死亡したとき又は犬の所在地を変更したときは、三十日以内に、市町村長に届け出さなければならず、届出をしなかった場合、狂犬病予防法第27条により、二十万円以下の罰金に処されることがあります。

☆ 犬の死亡、所有者や所在地の変更などをされた場合は、下記にて手続きをお願いします。

お問い合わせ先

直方市役所 環境政策課 (1階⑧番窓口) 電話 0949-25-2120